

湧くわく商品券
(島原市プレミアム付商品券)事業

約 款

第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 島原市は、島原商工会議所（以下「商工会議所」という。）及び有明町商工会（以下「商工会」という。）（以下商工会議所と商工会を総称する場合「実施団体」という。）と連携し、消費税・地方消費税率引上げが市民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、島原地域における消費を喚起・下支えするために、市民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款の定めるところによる。

(名 称)

- 第2条 商品券は、湧くわく商品券と称する。

(実施主体等)

- 第3条 商品券発行団体は、島原市（以下「発行者」という。）とする。
- 2 商工会議所は、登録店の登録手続、商品券の販売及び換金を行う。
- 3 商工会は、登録店の登録手続を行う。

(実施期間)

- 第4条 本事業は、令和2年3月31日をもって終了する。

(発行総額等)

- 第5条 商品券の発行予定総額は、2億8千万円とする。
- 2 発行予定総額のうち、割引率20%（プレミアム分）に相当する5千6百万円を差し引いた2億2千4百万円を販売予定総額とする。

(商品券の販売内容)

- 第6条 発行する商品券は、1枚額面500円券の10枚綴りを1セットとし、1セットを4,000円で販売する。

(券面表示事項)

- 第7条 商品券に次の事項を記載する。
- (1) 発行者名、発行者所在地
 - (2) 使用可能な金額、店舗、期間
 - (3) 偽造防止のための通し番号
 - (4) 釣銭対応
 - (5) 紛失、盗難等の免責
 - (6) 約款の存在

第2章 商品券の販売

(販売期間)

- 第8条 商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月14日までとする。

(販売限度)

- 第9条 商品券の購入対象者（以下「購入対象者」という。）への商品券販売限度は、次のとおりとする。

購入対象者	販売限度
<p>【市民税非課税者】</p> <p>島原市に住民登録がある方で、平成31年度市民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）</p> <p>※市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。</p>	1人に付き、5セットまで
<p>【子育て世帯主】</p> <p>島原市に住民登録がある方で、平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主</p>	1人に付き、5セット×対象乳幼児数

（販売場所）

- 第10条 商品券の販売は、発行者が指定した市内施設等及び商工会議所（以下「発売所」という。）で行う。
- 2 発売所の責任者は、定められた方法で商品券を販売するものとする。
 - 3 発売所における商品券の売却代金は、第30条に規定する取扱金融機関に速やかに入金する。

（販売周知）

- 第11条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。
- (1) 発行者広報紙
 - (2) 実施団体広報紙
 - (3) 新聞等広告
 - (4) その他

第3章 商品券の使用

（有効期間）

- 第12条 商品券の有効期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

（利用店舗）

- 第13条 商品券を使用できる事業者は、第20条による登録をした事業者（以下「登録店」という。）とする。

（対象商品等）

- 第14条 商品券は、登録店が取り扱う商品及びサービス等について、使用できるものとする。
- 2 発行者は、商品券を使用できないもの（以下「使用対象外物品等」という。）として次のとおり指定する。
 - (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (2) 出資や債務、国や地方公共団体、公共料金等の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、公営ギャンブル等）
 - (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (4) たばこの購入
 - (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
 - (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

に規定する営業への支払い（ただし、同条第1項第1号から第3号に規定する営業を除く。）

(8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い

3 登録店は、一部の商品及びサービス等について、使用対象外物品等を指定することができる。

（釣り銭）

第15条 商品券の額面に満たない使用のときは、釣り銭は支払われないものとする。

（紛失等の責務）

第16条 購入対象者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、購入対象者の責務とする。

（不正使用の損害）

第17条 偽造等の不正使用により本事業に損害を与えたときは、不正使用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 登録店

（登録店の募集）

第18条 登録店の募集の周知方法は、第11条の規定を準用する。

（登録店の登録資格）

第19条 登録店は、島原市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、島原市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる事業者とする。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（ただし、同条第1項第1号から第3号に規定する営業を除く。）を行っている者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 第14条第2項に規定する使用対象外物品等の取引、商品のみを取り扱う者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

2 登録店は、次のとおり区分する。

- (1) 実施団体の会員事業者（以下「会員」という。）
- (2) 実施団体の非会員事業者（以下「非会員」という。）

なお、本事業でいう会員・非会員の区分は、令和元年7月1日現在を基準として判断する。

（登録店の登録手続）

第20条 登録店の登録を希望する事業者は、実施団体に「湧くわく商品券事業参加申請書」（様式第1号）を提出（その他実施団体が指定する書類等がある場合は添付すること）し、実施団体の承認を得るものとする。

2 実施団体は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に「湧くわく商品券取扱登録証明書」（様式第2号）を発行する。

(換金日等)

第21条 購入対象者から受け取った商品券の換金日は、令和元年10月1日から令和2年3月16日までの発行者が指定する日(時間)とし、最終換金日を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第22条 登録店は、購入対象者が使用した商品券を換金する場合は、換金日(時間)に発行者が指定した市内施設等又は商工会議所に「湧くわく商品券取扱登録証明書」(様式第2号)を提示するとともに、「湧くわく商品券換金申請書」(様式第3号)に使用済商品券(裏面に登録店印を押印等し、100枚毎に束ねる)を添えて提出する。

2 商工会議所は、「湧くわく商品券換金申請書」(様式第3号)の内容及び使用済商品券の枚数を確認し、次の換金手数料を差し引いて、当日第30条に規定する取扱金融機関の小切手にて支払う。

	区 分	金 額 等
換金手数料	会 員	商品券額面金額×枚数×0%
	非会員(個人・市内本店登記の法人)	商品券額面金額×枚数×1%
	非会員(市外本店登記の法人)	商品券額面金額×枚数×3%

※登録簿謄本(3ヵ月以内、コピー可。)にて、本店所在地の確認を行う。

(登録店の責務)

第23条 登録店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 購入対象者が有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面金額分の商品及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 使用対象外物品等を指定する場合は、購入対象者とトラブルにならないよう、事前告知するなど、最善の対応をするよう努めること。
- (3) 購入対象者から受け取った商品券には、事業者印を押印等すること。
- (4) 他店押印のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに発行者に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用、代理換金は禁止する。
- (7) 第31条に規定する行為に関与しないこと。
- (8) 発行者及び実施団体が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする事と。
- (9) 本約款を遵守するとともに、発行者及び実施団体からの指示を遵守すること。

(登録店資格の喪失等)

第24条 前条の規定及び虚偽申請など違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、登録店の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第25条 購入対象者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、登録店の責務とする。

(届出事項の変更)

第26条 登録店は、登録事項に変更があったときは、速やかに登録手続を行った実施団体に届け出るものとする。

第5章 雑 則

(返還請求等)

第27条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相

当額の返還請求をし、発行者及び実施団体が審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 登録店自らの商品仕入れ等に使用すること。
- (4) その他商品券の目的に相反する行為

(商工会議所の責務)

第28条 商工会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の販売、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (2) 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- (3) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに発行者及び商工会議所会頭、商工会会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに登録店にその旨を通知すること。
- (4) 前各号のほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第29条 発行者又は商工会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、発行者又は商工会議所の責務とし、損害を補填するものとする。

(取扱金融機関)

第30条 商工会議所は、次の取扱金融機関に口座を開設する。

金融機関	種 別	名 義
十八銀行島原支店	当座預金・普通預金	島原商工会議所 会頭 満井 敏隆
十八銀行有明支店		

(未登録店)

第31条 いかなる理由があっても、未登録店の商品券の換金は応じない。

(秘密保持)

第32条 発行者及び実施団体は、本事業において知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を本事業以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後においても、同様とする。

(協議事項)

第33条 この約款に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、関係者で誠意をもって協議の上、解決するものとする。

附 則

この約款は、令和元年8月1日から施行する。